

河川敷地の民間等活用に資する四万十川ポテンシャルリスト

- 本リストは、民間事業者等の皆さまに河川敷地の活用検討に利用して頂き、更なる賑わい創出の取り組みを推進することを目的に公表しています。
- 渡川水系の国管理区間において、民間事業者等による河川敷地の活用が可能と想定される箇所を下記抽出条件のもとで提示しています。

【公表にあたっての留意事項】

- 本リストは、河川敷地の民間等の活用による賑わい創出を図るためであり、その主旨以外での活用を促すものではありません。
- 本リスト情報により活用希望を表明後、公平性を確保するため、当該区域活用の公募等の手続きを行いますので、早期に希望を出された方が活用出来るとは限りません。
- 実際の河川敷地の活用に当たっては、河川法の手続き、地域の合意形成を図っていただくことが必要となります。
協議会等を設置し、お考えについて、議論いただくことをご検討ください。
- 調整等の結果、河川敷地の活用出来ない場合があることはご了承ください。
手続きについての御相談は整備局又は、近隣河川事務所へご連絡ください。
- 公表後において占用手続きがなされるなど様々な事象により本リスト内容に変更が生じることがありますのでご了承ください。
- 公表されていない箇所や高水敷等の場所の占用を否定するものではありません。

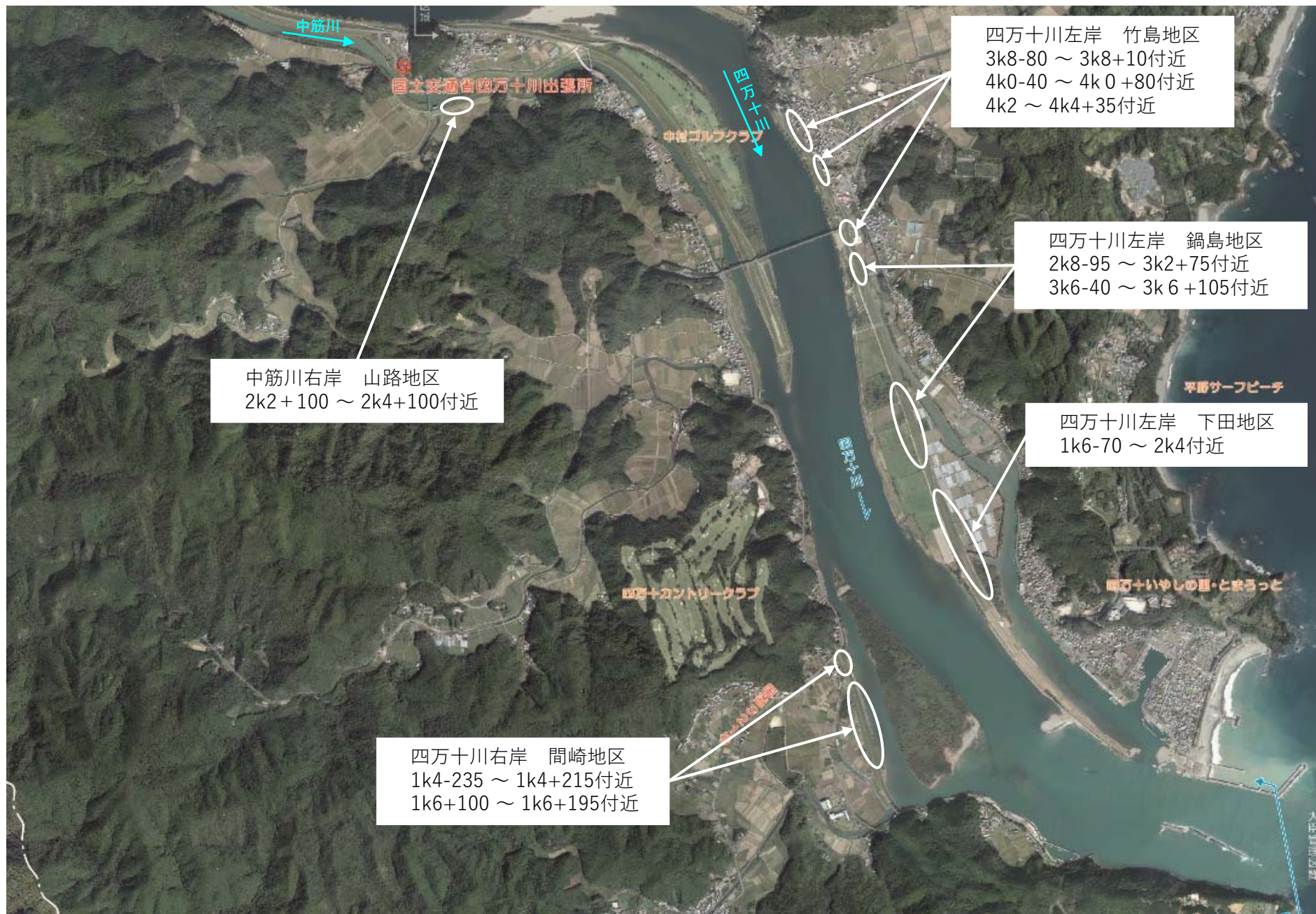
【抽出条件】

- ・他者において占用されていない場所
- ・計画の堤防形状の整備が完了している箇所
- ・河川裏の河川敷地において、概ね100m²以上の占用が可能な土地を有する高規格堤防、堀込河道箇所や造成を行うことで可能となる箇所

都道府県	市町村	地区名	河川名	場所	利用条件	問合せ先	
						担当事務所・部署	連絡先
高知県	四万十市	下田地区	四万十川	左岸 1k6-70 ~ 2k4付近(約770m)	・盛土による土地造成が必要 ・河川管理施設の移設が必要	中村河川国道事務所 計画課、河川管理課	0880-34-7306 0880-34-7309
高知県	四万十市	鍋島地区	四万十川	左岸 2k8-95 ~ 3k2+75付近(約570m) 左岸 3k6-40 ~ 3k6+105付近(約145m)	・盛土による土地造成が必要 ・河川管理施設の移設が必要	中村河川国道事務所 計画課、河川管理課	0880-34-7306 0880-34-7309
高知県	四万十市	竹島地区	四万十川	左岸 3k8-80 ~ 3k8+10付近(約90m) 左岸 4k0-40 ~ 4k0+80付近(約120m) 左岸 4k2 ~ 4k4+35付近(約225m)	・盛土による土地造成が必要 ・階段・河川管理施設の移設が必要	中村河川国道事務所 計画課、河川管理課	0880-34-7306 0880-34-7309
高知県	四万十市	間崎地区	四万十川	右岸 1k4-235 ~ 1k4+215付近(約450m) 右岸 1k6+100 ~ 1k6+195付近(約100m)	・盛土による土地造成が必要 ・階段・河川管理施設の移設が必要	中村河川国道事務所 計画課、河川管理課	0880-34-7306 0880-34-7309
高知県	四万十市	楠島地区	中筋川	左岸 9k0-20 ~ 9k0+50付近(約70m) 左岸 9k0+150 ~ 9k0+180付近(約28m)	・河川管理施設の移設等が必要	中村河川国道事務所 計画課、河川管理課	0880-34-7306 0880-34-7309
高知県	四万十市	国見地区	中筋川	左岸 10k0+5 ~ 10k0+170付近(約165m) 左岸 10k2 ~ 10k2+120付近(約120m)	・盛土による土地造成が必要 ・河川管理施設の移設が必要	中村河川国道事務所 計画課、河川管理課	0880-34-7306 0880-34-7309
高知県	四万十市	山路地区	中筋川	右岸 2k2+100 ~ 2k4+100付近(約205m)	・盛土による土地造成が必要 ・河川管理施設の移設が必要	中村河川国道事務所 計画課、河川管理課	0880-34-7306 0880-34-7309
高知県	四万十市	風指地区	中筋川	右岸 7k2-90 ~ 7k2-15付近(約75m) (四万十市森沢地先)	・盛土による土地造成が必要	中村河川国道事務所 計画課、河川管理課	0880-34-7306 0880-34-7309

※ 具体的な箇所、条件等については、リスト内の問い合わせ担当事務所・部署へ問合せください。

渡川水系四万十川 (0.0km~4.8km) 中筋川 (0.0km~3.0km)



渡川水系中筋川 (6.0km~11.4km)

